

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日曜、  
祭日、  
休日、  
の翌日)

## 目次

◇規 則 鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則

## 規 則

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則をここに公布する。

昭和四十五年三月三十一日

鳥取県知事 石 破 二 朗

### 鳥取県規則第三十七号

鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例施行規則

#### (目的)

第一条 この規則は、鳥取県営土地改良事業分担金徴収条例（昭和四十四年十二月鳥取県条例第四十二号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めることを目的とする。

#### (分担金の総額)

第二条 条例第三条第一項の規定による各年度の分担金の総額は、別表第一に定めるとおりとする。

(分担金の減免又は徴収猶予の申請)

第三条 条例第四条の規定により各年度の分担金の減免又は徴収の猶予を受けようとする者は、分担金減免（徴収猶予）申請書（様式第一号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、分担金の減免又は徴収の猶予をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業)

第四条 条例第五条第一項の規則で定める県営土地改良事業は、別表第二に定めるとおりとする。

(条例第五条第三項の規則で定める面積)

第五条 条例第五条第三項の規則で定める面積は、別表第三に定めるとおりとする。

(特例分担金の免除の申請)

第六条 条例第五条第三項の規定により同条第一項の分担金（以下「特例分担金」という。）の免除を受けようとする者は、特例分担金免除申請書（様式第二号）を知事に提出しなければならない。

2 知事は、特例分担金の免除をしたときは、その旨を申請者に通知するものとする。

(書類の経由)

第七条 この規則の規定による書類を知事に提出しようとする者は、当該土地改良事業の施行に係る地域を管轄する地方農林振興局の長を経由して提出しなければならない。

#### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

別表第一

県営土地改良事業	各年度の分担金の額
一 一般かんがい排水事業 イ 用水障害施設の新設、管理、廃止又は変更に関する事業	工事費の百分の二十二・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
ロ イ以外の一般かんがい排水事業	工事費の百分の二十五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
二 ほ場整備事業	工事費の百分の二十七・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
三 開拓パイロット事業	工事費の百分の十七・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
四 総合かんがい排水事業	工事費及び事務費のうち国から交付を受ける補助金の額を除いた額の二分の一に相当する額
五 総合開拓パイロット事業	工事費及び事務費のうち国から交付を受ける補助金の額を除いた額の二分の一に相当する額
六 干拓地区内農地整備事業	工事費の百分の二十七・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
七 防災ダム事業	工事費の百分の十七・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
八 老朽ため池事業	工事費の百分の二十五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
九 大規模老朽ため池事業	工事費の百分の二十の額及び事務費の百分の

別表第二

十 湖岸提防事業	二十五の額の合計額 工事費の百分の二十五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
十一 汎水防除事業 <small>たん</small>	工事費の百分の二十の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
十二 温水施設事業	工事費の百分の三十の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
十三 急傾斜地農地保全事業	工事費及び事務費のうち国から交付を受ける補助金の額を除いた額の二分の一に相当する額
十四 鉱毒対策事業	工事費の百分の十七・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
イ 農業用施設に関する事業	工事費の百分の十七・五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額
ロ 農地に関する事業	工事費の百分の二十五の額及び事務費の百分の二十五の額の合計額

一般かんがい排水事業  
 ほ場整備事業  
 開拓パイロット事業  
 総合かんがい排水事業  
 総合開拓パイロット事業  
 干拓地区内農地整備事業  
 湛水防除事業

別表第三

県営土地改良事業の種類	面 積
一般かんがい排水事業、総合かんがい排水事業のうち土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項第一号に掲げる事業、総合開拓パイロット事業のうち土地改良法第二条第二項第一号に掲げる事業及び湛水防除事業(土地区画整理法(昭和二十九年法律第九十九号)の規定による土地区画整理事業の施行地区の面積が当該土地改良事業の施行に係る地域内の土地(以下「受益地」という。)の面積の十分の一(その受益地の面積が百ヘクタールをこえるときは十ヘクタール)以上である場合を除く。)	受益地の面積の十分の一(その受益地の面積が百ヘクタールをこえるときは十ヘクタール)
ほ場整備事業及び総合開拓パイロット事業のうち土地改良法第二条第二項第二号に掲げる事業(土地区画整理法の規定による土地区画整理事業の施行地区の面積が受益地の面積の十分の一(その受益地の面積が百ヘクタールをこえるときは十ヘクタール)以上である場合を除く。)	区画整理地区内における転用にあつては十アール、区画整理地区外における転用にあつては受益地の面積の十分の一(その受益地の面積が百ヘクタールをこえるときは十ヘクタール)
開拓パイロット事業及び干拓地区内農地整備事業並びに総合かんがい排水事業及び総合開拓パイロット事業のうち土地改良法第二条第二項第三号に掲げる事業	十アール

様式第1号

分担金減免(徴収猶予)申請書

職 氏 名 股

下記のとおり分担金の減免(徴収の猶予)を受けたいので、申請します。

年 月 日

住 所

氏 名

印

記

1 減免(徴収猶予)を受けようとする分担金の額等

事業 各地区各区 分 事業費	分担金を受けようとする減免(徴収猶予)の額	分担金の額	徴 収 期 間 (徴 収 日 目 日 まで)	備 考
工事費 事務費 計			年 月 日 から 年 月 日 まで	

2 減免(徴収猶予)を受けようとする理由(詳細に記載すること。)

様式第2号

特例分担金免除申請書

職 氏 名 殿

下記のとおり特例分担金の免除を受けたいので、申請します。

年 月 日

住 所  
氏 名

記

1 転用目的

2 免除を受けようとする特例分担金の額等

事 業 名	地 区 名	特例分担金の種類 (10a 当たり)	免除を受けようとする土地の面積	特例分担金の免除の額	備 考

3 免除を受けようとする理由 (詳細に記載すること。)

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町二丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月三百円 (送料を含む。)】